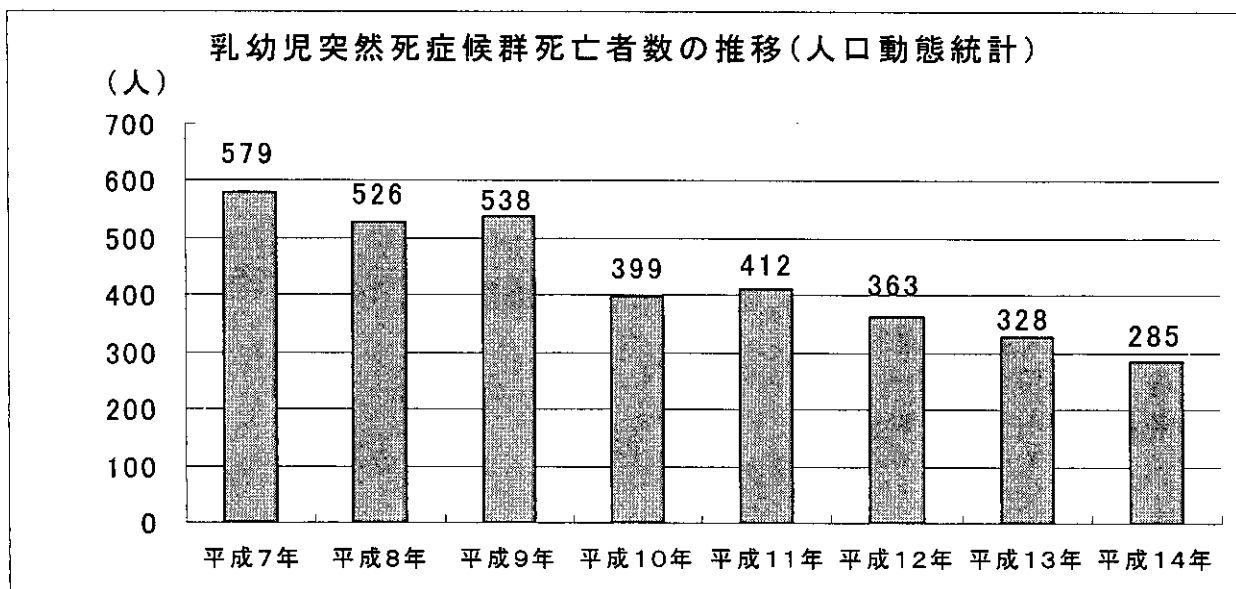


平成15年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間について

1 SIDSとは

- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に死をもたらす疾患である。
- ・ 平成14年における死亡数は285人であり、その約9割が1歳未満の乳児期に亡くなっている。（乳児期の死亡原因としては第3位）
- ・ その発生原因は、不明であるが、その一方で、疾患の発症に関連のある因子についての研究の結果、2に示すようないくつかのことを積極的に実行することにより、本疾患の死亡率が低下することが明らかになっている。



2 SIDS発症の危険性を低くするための留意点

- (1) 赤ちゃんを寝かせるときは、仰向け寝にしましょう。
ただし、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるので、このようなときは医師の指導を守りましょう。
- (2) 妊娠中や赤ちゃんの周囲で、たばこを吸わないようにしましょう。
これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から協力を求めましょう。
- (3) 母乳が赤ちゃんにとってよいことはよく知られています。母乳の出方には個人差がありますが、母乳が出る場合には、できるだけ母乳で育てるようにしましょう。

3 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の趣旨

平成11年度により11月を乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施してきたところであるが、平成15年度においても同様に、11月を対策強

化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に対し、取組みの推進を図るものである。

4 期 日

平成15年11月1日（土）から11月30日（日）まで。ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとする。

5 主 唱

厚生労働省

6 主な取組

厚生労働省、関係行政機関、関係団体等と連携し、①仰向け寝にすること、②保護者がたばこを吸わないこと、③できるだけ母乳で育てることについての全国的な普及啓発活動の推進を図るために、次の取組を行う。

- ・平成14年度に作成された普及啓発用ポスター及び普及啓発用リーフレットの原画を厚生労働省ホームページ等に電子媒体形式（PDFファイル等）画像ファイルで掲載。
- ・「健やか親子21」において、健やか親子21推進協議会の設置や全国大会の開催等を実施する中で、乳幼児突然死症候群（SIDS）対策についても予防、啓発活動等について着実な実施。
- ・関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群（SIDS）と虐待又は窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うこと、また、必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼。

【参考資料】

- 1 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱
- 2 対策強化月間協力団体一覧
- 3 普及啓発用ポスター
- 4 普及啓発用リーフレット

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱

1 名 称

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間

2 趣 旨

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、これによる乳児死亡が上位を占め、乳幼児突然死症候群（SIDS）発生の低減を図るための対応が強く求められている。

また、乳幼児突然死症候群（SIDS）については、これまでの研究により、「うつ伏せ寝」、「人工栄養哺育」、「保護者等の習慣的喫煙」が乳幼児突然死症候群（SIDS）発生の危険性を相対的に高めるとの結果が得られている。

こうしたことを踏まえ、平成11年度により11月を乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施してきたところであるが、平成15年度においても同様に、11月を対策強化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に関する取組の推進を図るものである。

なお、11月を対策強化月間と定める理由は、12月以降の冬期に乳幼児突然死症候群（SIDS）が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためである。

3 期 日

平成15年11月1日（土）から平成15年11月30日（日）まで。ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとする。

4 主 唱

厚生労働省

5 協 力

別紙のとおり

6 平成15年度における実施方法

（1）厚生労働省

厚生労働省は、関係行政機関、関係団体等と連携し、①うつ伏せ寝、②人工栄養哺育、③保護者等の習慣的喫煙の3つの避けるべき育児習慣等についての全国的な普及啓発活動の推進を図るために、次の取組を行う。

- ・ 平成14年度に作成された普及啓発用ポスター及び普及啓発用リーフレットの原画を厚生労働省ホームページ、健やか親子21ホームページ及びi-子育てネットに電子媒体形式（PDFファイル等）で掲載し利用。
- ・ 「健やか親子21」において、健やか親子21推進協議会の設置や全国大会の開催等を実施する中で、乳幼児突然死症候群（SIDS）対策についても予防、啓発活動等について着実な実施。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群（SIDS）と虐待や窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うこと、また、必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼。

（2）都道府県、政令市及び特別区

関係行政機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画及び実施計画を作成し、次の例を参考にしながら乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に関する普及啓発活動を推進する。

なお、都道府県においては、市町村を含めた普及啓発活動の展開を図るなど、地域全体が一体となった取組が図られるよう留意する。

<例>

- ①ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布等による啓発活動の実施
 - ・ 厚生労働省がホームページにより配給する普及啓発用ポスターを適宜活用（ダウンロード、独自に加工等）、家庭だけではなく、児童福祉施設や医療機関等に対する啓発活動の実施。
 - ・ 市区町村窓口等において、リーフレットを配布。
- ② 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等の実施
- ③ 妊産婦・乳幼児健診等の機会を利用した子育て中の家庭への呼びかけ

SIDS対策強化月間協力団体一覧

(別紙)

団体名	団体名
乳幼児突然死症候群(SIDS)家族の会	日本赤十字社
(社福)恩賜財団母子愛育会	日本タッチケア研究会
(財)家庭保健生活指導センター	日本保育園保健協議会
(NPO)児童虐待防止協会	(社福)日本保育協会
全国児童相談所長会	日本母性衛生学会
全国市町村保健活動協議会	(社団)日本産婦人科医会
(社福)全国社会福祉協議会	(社団)日本薬剤師会
全国助産師教育協議会	(社団)日本理学療法士協会
全国保健所長会	(財)母子衛生研究会
(社団)全国保健センター連合会	(社団)母子保健推進会議
全国保健師長会	(社団)母子用品指導協会
(NPO)難病のこども支援全国ネットワーク	日本小児歯科学会
(社団)日本医師会	日本周産期・新生児医学会
(社団)日本栄養士会	日本学校保健学会
(社団)日本家族計画協会	日本小児神経学会
(財)日本学校保健会	全国病児保育協議会
(社団)日本看護協会	性と健康を考える女性専門家の会
日本公衆衛生学会	日本外来小児科学会
(社団)日本産科婦人科学会	日本小児期外科系関連学会協議会
(社団)日本歯科医師会	日本母乳哺育学会
日本思春期学会	(社団)日本女医会
日本児童青年精神医学会	日本産業衛生学会
日本周産期学会	日本小児循環器学会
(社団)日本小児科医会	(社団)日本泌尿器科学会
(社団)日本小児科学会	全国母子保健推進員連絡協議会
日本小児看護学会	(財)児童健全育成推進財団
日本小児救急医学会	(財)日本性教育協会
(社団)日本小児保健協会	すくすく子育て研究会
日本助産学会	(財)こども未来財団
(社団)日本助産師会	健康日本21推進フォーラム

上記団体は「健やか親子21」推進協議会の参加団体です。

新しい命を シズ SIDSから守ろう！！



SIDS (乳幼児突然死症候群) から赤ちゃんを守るために



あおむけ寝で育てよう



タバコをやめよう



できるだけ母乳で育てよう

小さな灯を守って
SIDS対策
強化月間

厚生労働省



健やか親子 21

新しい命を シズ SIDSから守ろう！！

あおむけ寝で
育てよう

タバコを
やめよう

できるだけ
母乳で育てよう

これらの事はいずれもSIDSの直接的な原因ではありません。育児に関し必要以上に不安を抱くことは避けてください。これらの3つの事を参考にして、日頃の育児の方法を再確認していただき、あとはおおらかな気持ちで子育てをしてください。



健やか親子21

「健やか親子21」では、2010年までに乳児のSIDS
死亡率を半減することを目標に掲げています。

- 母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を安心して産み、ゆとりを持って育てるための基盤です。
- 「健やか親子21」は21世紀の母子保健の主要な課題と取組を提示し、みんなで推進する国民運動計画です。
- 多くの団体が「健やか親子21」に参加し、目標達成に向け、各種取組を行っています。



SIDS (Sudden Infant Death Syndrome) とは

SIDS(シズ:乳幼児突然死症候群)とは、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。原因はまだよくわかっていませんが、育児環境のなかにSIDSの発生率を高める因子のあることが明らかになってきました。それらについてキャンペーンを行った欧米諸国ではSIDSの発生が減っています。日本でも年々減少傾向にあります。平成12年において、年間363人の赤ちゃんが、この病気で亡くなっています。

● 各都道府県・市町村の母子保健担当及び保健所・保健福祉センターなどでご相談に応じています。

厚生労働省



健やか親子21

SIDSを減らすための キャンペーンのポイント



あおむけ寝で育てよう

うつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発生率が高いということが研究者の調査からわかっています。うつぶせ寝がSIDSを起こすものではありませんが、医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。



できるだけ母乳で育てよう

母乳育児が赤ちゃんにとって最適であることは良く知られています。人工乳がSIDSを起こすものではありませんが、できるだけ母乳育児にトライしましょう。



タバコをやめよう

タバコはSIDS発生の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はお腹の赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。



なるべく赤ちゃんを一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮は、窒息や誤飲、けが、やけど、浴槽に落ちて溺れるなどの事故を未然に防ぐことにもなります。

- なるべく赤ちゃんを一人にしないで
- よく眠っているからといって長時間赤ちゃんを一人にしないようにしましょう。
- 赤ちゃんを一人にして外出しないようにしましょう。
- なるべく赤ちゃんと同じ部屋で寝るようにしましょう。

■寝かせ方に関しては次のようなことも注意しましょう

- 寝具は固いマットを使用し、枕は使わないようにしましょう。
- かけ布団やタオル、ひもなどが顔にかからないようにしましょう。
- ベッドの回りにはガーゼやビニールなどを置かないようにしましょう。
- 赤ちゃんを寝かす時はいつも場所や寝具への配慮をしてください。
- たとえば、日中の短い眠りでもソファなどに寝かせるのはやめましょう。

